

亀山市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年1月20日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21728
- 3 路線名 北山4号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
北山町204番4 地内	旧	26.01	最小	3.20
			最大	6.00
	新	26.01	最小	3.70
			最大	6.00

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21729
- 3 路線名 北山1号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
北山町204番4 地内	旧	11.72	最小	2.86
			最大	3.00
	新	11.72	最小	3.40
			最大	3.50